

新潟市立夜間中学設置基本計画

新潟市教育委員会

令和8年2月

はじめに

夜間中学は、様々な事情によって学齢期に十分な教育を受けられなかった方などに対し、教育を受ける機会を提供しています。平成28年12月に「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立して以降、全国各地で公立夜間中学の設置が進み、令和7年10月現在、26都道府県と15指定都市に計62校が設置されています。

本市では、望ましい公立夜間中学のあり方について、新潟県と協議しながら検討を進めてきました。令和6年度には、市民を対象にした「夜間中学設置検討に係るニーズ調査」を実施し、一定数のニーズがあることを把握しました。また、全国の公立夜間中学では、入学希望既卒者（不登校などにより十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方で、学び直しを希望する方）の数が増加しており、本市においても、同じ希望をもつ方の新たな選択肢として、公立夜間中学に対するニーズが高まっていくことが考えられます。

こうした状況を踏まえ、様々な事情によって学齢期に十分な教育を受けられなかった方々の「学びたい」という思いにこたえる必要があると判断し、「新潟市教育振興基本計画～にいがた学びのコンパス～」（令和7年3月策定）の前期実施計画において、夜間中学設置事業を重点事業として位置付け、新潟県内初の公立夜間中学の設置に向け、準備を進めてきました。

この「新潟市立夜間中学設置基本計画」は、国の動向や全国の公立夜間中学の状況、ニーズ調査の結果、そして、「新潟市立夜間中学設置基本計画策定に関する有識者会議」において委員の皆様からいただいたご意見やご助言、また、入学対象となり得る方に日頃から関わっている関係者の方や、市民の方のご意見を踏まえ、新潟市立夜間中学が目指す姿や学校づくりの視点、必要な学校の基本的な枠組みなどについて示したものです。

本計画に基づき、新潟市立夜間中学が新しい「学びの場」・「学び直しの場」となり、生徒の豊かな社会生活を支援する役割を果たせるよう、開校に向けた準備を進めていきます。

令和8年2月

新潟市教育委員会

新潟市立夜間中学設置基本計画

<目次>

I 夜間中学について

- 1 夜間中学について ----- p 1
- 2 全国における公立夜間中学の一般的な枠組み ----- p 2

II 新潟市における公立夜間中学設置検討の歩み ----- p 4

III 新潟市における公立夜間中学設置の必要性

- 1 入学対象となり得る方の現状 ----- p 5
- 2 「夜間中学設置検討に係るニーズ調査」の結果（令和6年実施） ----- p 7

IV 新潟市が設置する公立夜間中学の在り方

- 1 新潟市立夜間中学が目指す姿 ----- p 11
- 2 目指す姿を実現するために必要な学校づくりの視点 ----- p 11

V 新潟市が設置する公立夜間中学の枠組み

- 1 設置予定場所 ----- p 12
- 2 設置予定時期 ----- p 12
- 3 設置形態 ----- p 12
- 4 学校規模 ----- p 13
- 5 入学対象者 ----- p 13
- 6 入学時期 ----- p 13
- 7 入学学年 ----- p 13
- 8 修業年限 ----- p 13
- 9 休学 ----- p 13
- 10 教育課程 ----- p 14
- 11 職員体制 ----- p 15
- 12 生徒への支援体制 ----- p 16
- 13 その他 ----- p 17

関連資料 ----- p 19

新潟市立夜間中学設置基本計画策定に関する有識者会議 開催概要・委員名簿 ----- p 30

I 夜間中学について

1 夜間中学について

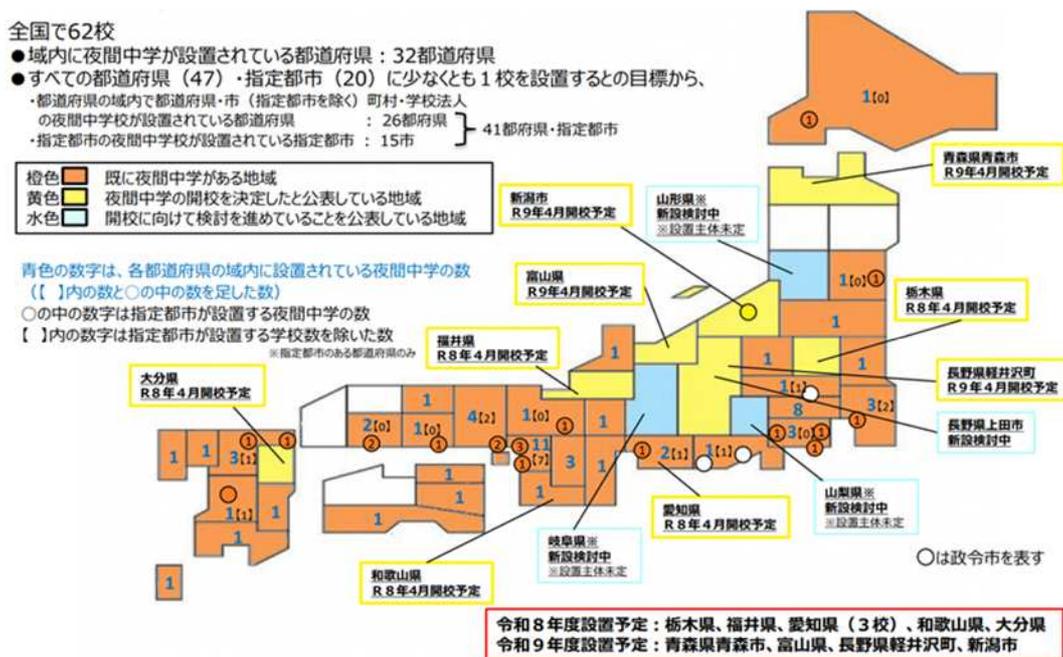
夜間中学は、戦後の混乱期の中で生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された学級です。

近年は、様々な事情により義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方（義務教育未修了者）に加え、本国や我が国において義務教育を修了していない外国籍の方や、不登校などの様々な事情から実質的に教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した方で、中学校で学び直すことを希望する方（入学希望既卒者）に対して、義務教育を受ける機会を保障する役割を果たしています。

平成28年12月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方の中に、就学機会の提供を希望する方が多く存在していることを踏まえ、すべての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられました。（「関連資料1」参照）

このような中、文部科学省では、すべての都道府県・指定都市に少なくとも一つは夜間中学を設置することを目指すという方針を掲げており、令和7年4月現在、26の都道府県と15の指定都市に、62校の公立夜間中学が設置されています。（「関連資料2～5」参照）

【全国における設置状況（令和7年10月時点）】



（出典：文部科学省「夜間中学の設置・検討状況」）

2 全国における公立夜間中学の一般的な枠組み

(1) 一般的な枠組み

公立夜間中学とは一般的に以下のような枠組みになっています。

項目	内容
①法律上の位置づけ	● 学校教育法第1条に示されている中学校
②教員	● 中学校教員免許状を持った公立中学校の教員
③入学対象者	● 学齢期を過ぎた方で、以下のいずれかに該当する方 ・ 事情により義務教育を修了していない方（義務教育未修了者） ・ 本国や我が国において義務教育を修了していない外国籍の方 ・ 不登校などの様々な事情から実質的に教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した方（入学希望既卒者）
④授業日数	● 週5日（月曜から金曜） ● 年間200日前後（夏季休業などの長期休業日あり）
⑤授業時間等	● 特別の教育課程* ¹ を編成し、1コマ40分の4限授業 ● 年間700コマ前後（週20コマ×35週） ● 始業時刻は17:30頃、終業時刻は21:00頃
⑥履修教科	● 中学校学習指導要領に基づいた教科等、学校行事もあり
⑦修業に関する事	● 原則3年だが、学習状況に応じて柔軟に対応している事例あり ● 定められた課程を修了すれば、中学校卒業資格が得られる
⑧授業料等	● 授業料は無償、教科書は無償提供

* 1 特別の教育課程（「関連資料6・7」参照）

学齢経過者に対して、年齢、経験、勤労の状況等の実情に応じた特別の指導を行う必要がある場合に編成する教育課程。学齢経過者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成することとし、特別の教育課程を実施するために必要な授業時数を確保することになっている。小学校段階の内容の一部を取り扱うことができる。実施の有無や教育課程の内容は校長が判断する。

(2) 一般的な設置形態の種類 (令和6年5月1日現在)

(学校数の出典：文部科学省「令和6年度夜間中学等に関する実態調査」)

設置形態	説明	学校数 (割合)
単独校	単独の夜間中学校として設置	12校 (22.6%)
分校型	昼間に授業を行っている中学校 (本校) とは別の敷地に、分校として設置	10校 (18.9%)
夜間学級型	昼間に授業を行っている中学校と同じ校舎の中に、異なる時間帯に授業を行う学級として設置	31校 (58.5%)

※設置形態が単独校や分校型であっても、多くは他の学校の校舎内や教育施設内に設置されています。

(3) 在籍生徒の状況 (令和6年5月1日現在)

(出典：文部科学省「令和6年度夜間中学等に関する実態調査」)

① 1校あたりの生徒数 37.2人 (全53校の平均)

② 生徒の属性

	義務教育未修了者 (日本国籍)	入学希望既卒者 (日本国籍)	外国籍の方
生徒数	154人	559人	1,256人
全体に占める割合	7.8%	28.4%	63.8%

③ 生徒の年齢構成

	16~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上
全体における割合	24.6%	18.3%	13.7%	13.3%	10.4%	8.2%	11.5%
日本国籍の生徒における割合	22.6%	16.5%	10.7%	8.8%	8.8%	10.1%	22.4%
外国籍の生徒における割合	25.7%	19.3%	15.4%	15.8%	11.2%	7.2%	5.3%

Ⅱ 新潟市における公立夜間中学設置検討の歩み

平成 28 年 8 月	文部科学省「夜間中学設置促進説明会」参加
平成 30 年 1 月	千葉県松戸市教育委員会事務局、松戸自主夜間中学校を視察
平成 31 年 2 月	文部科学省「夜間中学設置促進説明会」参加
令和 5 年 7 月	文部科学省「夜間中学設置促進説明会（オンライン）」参加
令和 5 年 10 月	札幌市立星友館中学校を視察
令和 5 年 11 月	京都市立洛友中学校、相模原市立大野南中学校分校を視察
令和 5 年 12 月	愛知県教育委員会事務局を視察
令和 6 年 1 月	新潟市小学校長会長、中学校長会長、幼稚園会長へ説明と意見交換
令和 6 年 2 月	区指導主事会へ説明と意見交換
令和 6 年 7 月	文部科学省「夜間中学設置促進説明会（オンライン）」参加
令和 6 年 10 月	広島市立二葉中学校、岡山市教育委員会事務局、岡山後楽館中学校を視察
令和 6 年 9 月	夜間中学設置検討に係るニーズ調査実施（9 月 17 日～10 月 31 日）
令和 7 年 3 月	「新潟市教育振興基本計画 ～にいがた学びのコンパス～」の前期実施計画の重点事業として「夜間中学設置事業」を位置付け
令和 7 年 4 月	新潟市教育委員会事務局教育総務課内に、夜間中学開設準備室を新設
令和 7 年 7 月	第 1 回新潟市立夜間中学設置基本計画策定に関する有識者会議を開催
令和 7 年 8 月	第 2 回新潟市立夜間中学設置基本計画策定に関する有識者会議を開催
令和 7 年 8 月	教育委員会 8 月定例会において、新潟市立夜間中学の設置予定場所と設置予定時期について承認
令和 7 年 10 月	第 3 回新潟市立夜間中学設置基本計画策定に関する有識者会議を開催
令和 7 年 11 月	第 4 回新潟市立夜間中学設置基本計画策定に関する有識者会議を開催
令和 7 年 12 月	「新潟市立夜間中学設置基本計画」に対するパブリックコメント実施
令和 8 年 2 月	「新潟市立夜間中学設置基本計画」策定・公表
令和 8 年 3 月	校名の決定・公表（予定）
令和 8 年度	開校準備、新潟市立中学校条例の改正（予定）
令和 9 年 4 月	新潟市立夜間中学開校（予定）

※上記のほか、令和 3 年度以降、新潟県教育庁義務教育課担当者と随時意見交換を実施

Ⅲ 新潟市における公立夜間中学設置の必要性

1 入学対象となり得る方の現状

(1) 義務教育未修了者

令和2年の国勢調査によると、新潟市には、学齢期を経過した方の中に「未就学者」（小学校にも中学校にも在学したことのない方、又は小学校を中途退学した方）が311人いることが分かっています。人口に占める割合は0.05%です。（全国平均0.09%）。居住区別に見ると、西区、中央区、東区の順に多くなっています。

また、新潟市には、「最終卒業学校が小学校の方」が8,405人いることが分かっています。人口に占める割合は1.2%です。（全国平均0.7%）。居住区別に見ると、西区、江南区、中央区の順に多くなっています。全国20指定都市の中で見ると、新潟市は人数で5番目に多く、割合は最も高い状況です。このことから、夜間中学での学びを必要としている方が一定数いると考えられます。

（「関連資料8」参照）

【新潟市における未就学者、及び最終卒業学校が小学校の方の数】（出典：「令和2年国勢調査」）

	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
未就学者	29	39	49	15	34	15	110	20	311
最終卒業学校が小学校の方	854	1,142	1,194	1,216	970	749	1,302	978	8,405

(2) 不登校となっている学齢生徒

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省実施）によると、全国の小・中学校における不登校児童生徒の数は増加傾向が続いています。新潟市立小・中学校においても同様の傾向が見られます。

平成27年7月、文部科学省は、不登校などの理由により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方が増えている状況を踏まえ、既卒者が学び直しを希望した場合には、夜間中学への再入学することを積極的に認めることが望ましいとする通知を出しました。現在、全国の公立夜間中学では、そうした生徒が全生徒の28.4%を占め、人数及び割合は年々増加しています。

（「関連資料9・10」参照）

新潟市においても、学び直しを希望する入学希望既卒者が一定数いると考えられます。

【新潟市における不登校児童生徒数の推移】（単位：人）

（出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」）

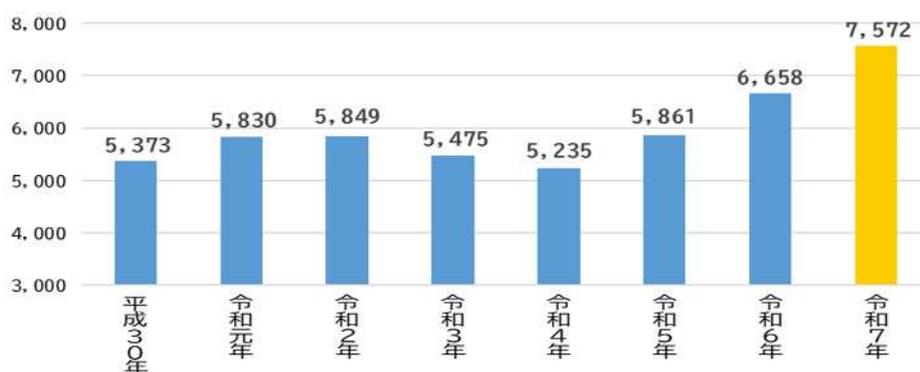


（3）外国人住民数

新潟市における外国人住民数は、令和2年以降、コロナ禍による外国人新規入国制限措置等もあって、一時、減少傾向が見られたものの、令和5年から再び増加に転じています。令和7年5月の外国人住民数は7,572人であり、過去最高を更新しました。居住区別で見ると、中央区、西区、東区の順に多くなっています。

文部科学省が実施した「令和6年度 夜間中学等に関する実態調査」によると、令和6年5月1日現在、全国の夜間中学に通う生徒の63.8%は外国籍の方であることから、新潟市においても、夜間中学での学びを必要としている外国人住民の方が一定数いると考えられます。

【新潟市の外国人住民数の推移（各年の5月で比較）】（単位：人）



【新潟市における居住区別外国人住民数（令和7年5月）】（単位：人）

北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
943	1,189	2,579	459	334	325	1,369	374

2 「夜間中学設置検討に係るニーズ調査」の結果（令和6年実施）

新潟市教育委員会では、公立夜間中学に入学可能性のある方の潜在的ニーズを把握するため、以下の通り、「夜間中学設置検討に係るニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」）を実施しました。

- (1) 調査期間 令和6年9月17日（火）～10月31日（木）
- (2) 調査対象 新潟市内に在住する、「義務教育未修了者、外国籍の方、不登校等による形式卒業者等」（以下「本人」）、及び本人に対する支援関係者（以下「支援者」）
- (3) 対応言語 日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語
- (4) 回答方法 市ホームページ上にある調査フォーム、及び紙面により回答
- (5) 回答数

① 本人 23件

【国籍の内訳】（単位：人）

日本国籍	外国籍						外国籍合計
	中国	バングラデシュ	米国	台湾	スペイン	アイルランド	
15	3	1	1	1	1	1	8

【年齢の内訳】（単位：人）

20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80歳以上
0	2	4	6	7	1	1	2

【居住区の内訳】（単位：人）

北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
1	1	9	1	0	4	7	0

② 支援者 38件

【職業・関わっている活動の内訳】（複数選択可・単位：人）

学校関係者	公務員	福祉関係者	外国人支援関係者	公共施設職員	学習支援関係者	その他社会的弱者支援	いずれにも該当しない
6	6	5	5	4	2	8	10

(6) 本人への質問の結果

質問1 夜間中学があったら通ってみたいですか (単位:人、()内の数字は全体に占める割合)

項目	人数
通ってみたい	14 (60.9%)
通ってみたいと思わない	8 (34.8%)
無回答	1 (4.3%)

<参考>夜間中学があったら「通ってみたい」と回答した人の内訳

【国籍別】(単位:人、()内の数字は全体に占める割合)

日本国籍	外国籍
11 (78.6%)	3 (21.4%)

【年齢別】(単位:人、()内の数字は全体に占める割合)

20歳未満	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80歳以上
0 (0.0%)	1 (7.1%)	2 (14.3%)	4 (28.6%)	4 (28.6%)	1 (7.1%)	1 (7.1%)	1 (7.1%)

【職業別】(単位:人、()内の数字は全体に占める割合)

学生	会社員(パートを含む)	働いていない	その他(求職中など)
0 (0.0%)	7 (50.0%)	5 (35.7%)	2 (14.3%)

質問2 夜間中学に通ってみたいと思う理由を教えてください (複数回答可・単位:%)

※質問1で「通ってみたい」と選んだ方のみ回答

項目	回答した方の割合	日本国籍における回答した方の割合	外国籍における回答した方の割合
小学校や中学校の勉強をしたいから	71.4	72.7	66.7
中学校を卒業したが、もう一度勉強し直したいから	57.1	63.6	33.3
日本語の勉強をしたいから	21.4	0.0	100.0
日本の文化や社会について勉強したいから	21.4	9.1	66.7
高等学校に入学したいから	14.3	9.1	33.3
就職したいから	7.1	0.0	33.3
その他	28.6	36.4	0.0

○「その他」の回答(一部を抜粋・要約)

- ・小学校にあまり通えなかったので学び直したい。
- ・中学校のときは勉強どころではなかったので、学び直したい。
- ・不登校だったので自分で勉強したが、知らないことが多いので改めて勉強したい。

質問3 新潟市で夜間中学に通うとしたら、どの区が良いですか（複数回答可・単位：人）

北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
3	2	15	3	2	3	8	0

質問4 夜間中学に希望することを教えてください（複数回答可・単位：%）

項目	割合
入学を4月だけでなく7月や10月など他の月でもできるようにしてほしい	52.2
生活、進学、就職の相談ができるようにしてほしい	47.8
小学校の勉強もできるようにしてほしい	39.1
じっくり勉強したいので4年以上通えるようにしてほしい	26.1
早く卒業できるよう、中学校2年生、中学校3年生など途中の学年から入学できるようにしてほしい	13.0
給食を出してほしい	8.7
その他	26.1

○「その他」の回答（一部を抜粋・要約）

- ・仕事があるので、時間に間に合わなくても途中登校でも受け入れてほしい。
- ・新潟市在住に限らず、新潟市で勤務している人も対象にすると良い。
- ・いろいろなニーズに対応してほしい。

(7) 支援者への質問の結果**質問1** あなたの周りに夜間中学のことを知らせたいと思う人（たち）がいますか

（単位：人、（ ）内の数字は全体に占める割合）

項目	人数
身近にいる	13 (34.2%)
思いつく人がいる／場所（団体、職種など）がある	11 (28.9%)
いない	14 (36.8%)

質問2 その人（たち）に夜間中学を知らせたい理由は何ですか（単位：%）

※質問1で「身近にいる」または「思いつく人がいる／場所（団体、職種など）がある」を選んだ方のみ回答

項目	回答した方の割合
中学は卒業したが、不登校や家庭の事情であまり通うことができず学び直しをしてほしいから	62.5
外国人で中学校段階の知識や技能を身に付けてほしいから	16.7
中学を卒業していないから	4.2
その他	16.7

○「その他」の回答（一部を抜粋・要約）

- ・現在不登校の小学生がおり、中学校でも不登校になる可能性が高いため。

質問3 その人（たち）の年齢を教えてください（複数回答可・単位：人）

※質問1で「身近にいる」または「思いつく人がいる／場所（団体、職種など）がある」を選んだ方のみ回答

20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80歳以上
15	6	5	3	2	0	0	0

質問4 夜間中学を知らせたい人（たち）は、全部で何人くらいいますか（単位：人）

※質問1で「身近にいる」または「思いつく人がいる／場所（団体、職種など）がある」を選んだ方のみ回答

1人	2～3人	4～5人	6～9人	10～19人	20人以上
8	9	4	2	0	1

(8) ニーズ調査の結果より

① 本人への調査結果より

- ・回答者の60.9%が、「夜間中学に通ってみたい」と回答した。
- ・「通ってみたい」と回答した方の78.6%が日本国籍の方である。
- ・「通ってみたい」と回答した方の57.1%が40～59歳である。
- ・日本国籍の方は、「小学校や中学校の勉強をしたいから」、「中学校を卒業したが、もう一度勉強し直したいから」という理由が多い。外国籍の方は、「日本語の勉強をしたいから」、「小学校や中学校の勉強をしたいから」、「日本の文化や社会について勉強したいから」という理由が多い。
- ・夜間中学の設置希望場所は、中央区と西区が多い。

② 支援者への調査結果より

- ・回答者の63.2%が、「(夜間中学のことを知らせたい人が)身近にいる」又は「思いつく人がいる／場所（団体、職種など）がある」と回答した。
- ・「知らせたい相手」の年齢層は、20歳未満等の若年層が非常に多い。

IV 新潟市が設置する公立夜間中学の在り方

1 新潟市立夜間中学が目指す姿

生徒一人一人の「学びたい」という思いにこたえ、
豊かな社会生活を支援する学校

学びの経験や生活背景、就学目的などが異なる様々な生徒一人一人が、学ぶ楽しさを感じながら、学びに対する願いを実現できる学校を目指します。また、社会とつながる場所や「居場所」としての役割を果たし、生徒の豊かな社会生活を支援する学校を目指します。

2 目指す姿を実現するために必要な学校づくりの視点

目指す学校の姿を実現するため、次の3つの視点から、学校づくりを進めます。

(1) 多様なニーズに応じ、一人一人の可能性を引き出すための学習指導

<取組の方向性>

- ① 学習状況や能力等の事前把握と、個に応じた支援計画の作成。
- ② 習熟度別学習コースの設定や少人数指導などによる、指導内容や指導方法の工夫。
- ③ きめ細かな指導を行うための、ティーム・ティーチング*²による指導や市民の学習支援ボランティアによる支援。

(2) 誰もが安心して通学し、居心地よく過ごせる場所にするための取組

<取組の方向性>

- ① お互いの違いを認め合う学校風土を醸成するための教育活動の充実。
- ② 生徒が自分のよさや成長を自覚し、自信につなげるための教育活動や支援の充実。
- ③ 生徒一人一人の背景や現状に応じた親身な支援と、教育相談体制の充実。

(3) 生徒が、自分らしく豊かな社会生活を送るための教育活動や支援体制

<取組の方向性>

- ① 協働的な学習、地域と連携した教育活動、キャリア教育、特別活動等を通じた、豊かな社会生活を送るために必要な資質・能力の育成。
- ② 学校と各関係機関の連携による、生徒の社会生活の充実に対する支援。

*2 ティーム・ティーチング

複数の教員が協力して一つの集団を指導する授業方法。授業を主として進める教員と生徒の個別の課題に対応する教員とに役割を分担する場合や、共同の授業者として授業を行う場合などがある。

V 新潟市が設置する公立夜間中学の枠組み

1 設置予定場所 新潟市立明鏡高等学校内（新潟市中央区沼垂東6丁目11番1号）

【主な理由】

- ・ 中学校の設置基準を満たしている。
- ・ 普通教室として使用可能な教室があり、将来的な生徒増にも対応可能である。
- ・ 既存施設を有効活用し、早期に開設できる。
- ・ バリアフリーに対応している。（エレベーター、多目的トイレ整備済み）
- ・ 公共交通機関の利便性が良く、生徒が通学しやすい立地である。
- ・ 駐車スペースがあり、自家用車での通学を希望する生徒に対応できる。
- ・ 明鏡高等学校の生徒や教職員、学校開放利用者等への影響が少ない。
- ・ 夜間中学と明鏡高等学校には、目指す姿や取組の方向性において共通点があり両校が連携することにより、より充実した活動を行うことが期待できる。

【明鏡高等学校夜間部との関係】

夜間中学と明鏡高等学校夜間部（以下、高校夜間部）が、同じ時間帯に同じ校舎を使用します。その際、各校の教育活動に支障が出ないように、使用教室等を調整します。

なお、高校夜間部は、令和9年度入学者選抜から募集を停止し、生徒が全員卒業した時点で閉部となります。

2 設置予定時期 令和9（2027）年4月

3 設置形態 単独校として設置

【主な理由】

- 専任校長を配置することにより、独自性を発揮しながら、特色ある学校運営を行いやすい。また、校長が、生徒の状況を常に把握することができ、迅速で的確な対応を取りやすい。
- より多くの教職員を配置することができ、一人一人の生徒のニーズに応じた、きめ細かく丁寧な指導・支援を行いやすい。

4 学校規模 1学年1学級（計3学級）

- ・全校生徒 20～40 名程度を想定しています。（あくまで目安であり、定員は設けません。）
- ・開設時から3学年編成とします。ただし、在籍する生徒が少ない場合、複数学年を1学級とする複式学級とする場合があります。

5 入学対象者

義務教育を受けるべき年齢を過ぎた方で、原則として新潟市に居住し[※]、以下のいずれかの要件に当てはまる方を対象とします。国籍は問いません。

- ① 様々な理由により、義務教育を修了していない方。
- ② 中学校を卒業していても、不登校等の理由により、中学校の授業を十分に受けることができなかった方。

※県内他市町村に居住している方が新潟市立夜間中学への入学を希望した場合は、協定を各市町村と締結した上で、入学を認める方向で調整します。詳細は、県や他市町村と協議します。

6 入学時期 原則4月入学

4月入学を原則としますが、個々の状況に応じて、後期[※]開始からの入学を可能とします。
※後期は10月の第2月曜日の翌日から開始します。

7 入学学年 原則第1学年からの入学

第1学年からの入学を原則としますが、学習履歴や生徒本人の意向等を踏まえ、教育上の支障がないと判断した時は、第2学年や第3学年からの入学を可能とします。入学までの手続き方法は、別途定めます。

8 修業年限 原則3年（最長6年）

修業年限は3年を原則とします。（第2学年や第3学年から入学した場合の修業年限は、それぞれ2年、1年を原則とします。）必要な教育課程の修了が困難な場合は、最長6年までの在学を可能とします。卒業認定は、学習履歴や生徒本人の意向を踏まえて、校長が判断します。必要な教育課程を修了した生徒には、中学校の卒業資格を与えます。

9 休学

一定期間、通学が困難な状況が発生した場合は、生徒と相談の上、休学を可能とします。休学期間は在学期間に含めません。休学可能期間は今後検討します。

10 教育課程

(1) 年間授業日数、長期休業、学期

- ・年間授業日数は200日前後とします。
- ・「新潟市立学校管理運営に関する規則」に基づき、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業、学年始休業日を設けます。
- ・学期は2学期制とします。(前期は4月1日から10月の第2月曜日まで、後期は10月の第2月曜日の翌日から3月31日までです。)

(2) 1日の流れ

- ・授業日は月曜日から金曜日までの5日間とし、1コマ40分の授業を4限まで行います。
- ・授業開始時刻は、昼間、働いている方に配慮して設定します。
- ・授業終了時刻は、公共交通機関を利用して下校する方に配慮して設定します。

【1日の流れのイメージ】 ※詳細は今後検討します。

学活	17:50~17:55 (5分)
1限	17:55~18:35 (40分)
休憩(5分)	
2限	18:40~19:20 (40分)
休憩(15分)	
3限	19:35~20:15 (40分)
休憩(5分)	
4限	20:20~21:00 (40分)
清掃・学活	21:00~21:10 (10分)

(3) 学習する教科

- ・中学校学習指導要領に基づき、以下の教科等の授業を行います。
(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語(英語)、
道徳、特別活動(学級活動)、総合的な学習の時間)
- ・年間総授業時数を700コマ程度とします。
- ・学び直しに対する要望が多いことを踏まえ、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の授業時数を多く設定します。具体的な教科等別時数は今後検討します。
- ・総合的な学習の時間において、キャリア教育や地域連携活動を行うこと検討します。
- ・上記の教科等のほか、体育祭や修学旅行等の学校行事の実施を検討します。

(4) 授業の進め方

- ・特別の教育課程を編成し、一部の教科では、小学校の学習内容を含めた習熟度別学習コースを設定し、少人数指導を行います。コースは学年に関係なく選ぶことができ、本人が希望すれば、年度が替わっても同じコースを選ぶことができますようにします。

【習熟度別学習コースのイメージ】※詳細は、今後検討します。

コース名	説明
ベーシックコース	・小学校の学習内容を中心に学習するコース
ホップコース	・中学1年生の学習内容を中心に学習するコース
ステップコース	・中学2年生の学習内容を中心に学習するコース
ジャンプコース	・中学3年生の学習内容を中心に学習するコース

- ・生徒の学習状況に合わせてきめ細かな指導ができるよう、1つの授業を複数の教員が担当する体制づくりを進めます（チーム・ティーチングの実施）。また、学習内容の理解・定着の促進等を支援するため、市民による学習支援ボランティアを募集します。
- ・生徒に学習用タブレット端末を1人1台貸与し、デジタル教材を活用したわかりやすい授業や、個別最適な学習指導を進めます。
- ・対面での授業を原則としますが、事情のある生徒への学習支援として、オンラインでの授業配信を検討します。

1.1 職員体制

- ・新潟市立小・中学校教職員配当基準に基づき、校長、教頭、教諭、養護教諭などの教職員を配置します。また、非常勤講師等を配置し、全教科の授業に対応した体制を整備します。
- ・一人一人に対してきめ細かな学習指導を行うため、加配定数*³に基づく教員の配置を検討し、職員体制の充実を図ります。

*3 加配定数

「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に基づいて教職員の配置数を算定する際、学級数や児童生徒数などから機械的に算出する基礎定数に加え、特定の政策課題や学校の実情に応じて特例的に配置される教職員の数。

12 生徒への支援体制

(1) 教育相談の充実

- ・学級担任との定期的な教育相談を実施し、生徒の悩みや不安等に対し、寄り添った対応を行います。また、いつでも、どの教職員にも相談できる体制を整えます。
- ・スクールカウンセラー*⁴の配置やスクールソーシャルワーカー*⁵の派遣など、心理や福祉の専門スタッフによる支援・相談体制づくりを進めます。

(2) 合理的配慮*⁶の提供

- ・特別な支援を必要とする生徒に対して、一人一人のニーズに応じた合理的配慮を行います。

(3) 日本語に不安のある生徒への支援

- ・日本語に不安のある生徒が、日本語での教科学習に適応し、安心して学校生活や社会生活を送ることができるよう、日本語指導協力者*⁷又は教員による日本語学習の実施を検討します。ただし、日本語学習だけを受けることはできません。

(4) 進路指導の充実

- ・高校への進学や就職に対する多様なニーズに対応するため、進路指導主事を中心に、進路指導の充実を図ります。

(5) 関係機関と連携した支援

- ・学校、福祉、雇用、外国人住民支援、社会教育等に関する関係機関が連携・協力し、生徒の社会生活上の課題解決や、就労、社会生活の充実等を支援するための仕組みづくりを進めます。

(「関連資料 11」参照)

* 4 スクールカウンセラー

カウンセリングを通して児童生徒や保護者などに心理的な助言や援助を行い、児童生徒の悩みや心の問題解決を支援する心理の専門家。

* 5 スクールソーシャルワーカー

児童生徒や家庭を取り巻く環境の改善や関係機関とのネットワーク構築などを通して、児童生徒が抱える課題解決を図っていく福祉の専門家。児童生徒や保護者への直接的な個別支援や、関係機関との連携・調整などを行う。

* 6 合理的配慮

学校における合理的配慮とは、障がいのある児童生徒が、他の児童生徒と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が、必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、座席の配慮や試験時間の延長、音声読み上げ機器の使用など、児童生徒の障がいの状態や特性に合わせて個別に配慮を行う。

* 7 日本語指導協力者

日本語による日常会話や日本語での教科学習が難しい児童生徒に対し、日本語指導を行う有償ボランティア。新潟市立学校からの申請に基づき、新潟市教育委員会が派遣する。

13 その他

(1) 費用負担

- ・授業料や入学金はかかりません。
- ・教科書は無償給与します。小学校内容を学習する場合は、小学校用教科書も無償給与します。
- ・資料集などの副教材費、調理実習や体験学習にかかる費用等は自己負担とします。具体的な金額は、今後検討します。

(2) 経済的支援

- ・経済的事情により就学が困難な生徒に対して、就学援助に類する経済的支援*⁸の実施を検討します。

(3) 制服等

- ・制服、通学カバン、通学靴、体育着は指定しません。

(4) 給食

- ・給食の提供は行いませんが、各自が持参したものを休み時間に食べることができるようにします。

(5) 通学方法

- ・徒歩、自転車、公共交通機関を利用して通学することを原則とします。家族等による送り迎えも可能とします。
- ・通学のための定期券購入において、学生割引が適用できるよう、公共交通機関と協議します。
- ・やむを得ない事情がある生徒は、事前申請により自動車やバイク等で登校できるよう検討します。

(6) 校名・校章・校歌

- ・校名は、令和7年度中に、公募により決定します。
- ・校章は、令和8年度中に決定します。決定方法は今後検討します。
- ・校歌は、新潟市立夜間中学開設後、教育活動の一環として制作します。

* 8 就学援助に類する経済的支援

学校教育法第19条において、就学援助の対象者を「学齢児童・生徒の保護者」としていることから、文部科学省では、夜間中学で行われている経済的支援について「就学援助に類する経済的支援」と呼称している。

(7) 教職員の研修体制

- ・授業力や生徒理解力、生徒対応力等の向上に向けた研修を計画的に実施し、指導・支援の充実を図ります。

(8) 学校運営協議会*⁹の設置と地域教育コーディネーター*¹⁰の配置

- ・地域の代表者や関係機関などから構成する学校運営協議会を設置し、地域や関係者から学校運営に積極的に参画していただく体制を整えます。
- ・地域と連携した教育活動を進めるため、地域教育コーディネーターの配置を検討します。

(9) 継続的な改善に向けた取組

- ・生徒や教職員、学校運営協議会委員、地域や関係機関などから学校運営に関する意見を幅広く集め、学校運営の成果と課題について点検・評価を行い、継続的に改善を進めます。

(10) 市民への広報・周知

- ・新潟市立夜間中学を広く市民に理解していただくため、関係機関等と連携しながら、学校の活動方針や活動内容について、継続して広報活動を行います。
- ・入学対象となり得る方に新潟市立夜間中学に関する情報が幅広く届くよう、関係機関との情報共有や連携を継続的にを行います。

* 9 学校運営協議会

保護者、地域代表、学校支援者、校長などで組織し、学校運営に対して意見を述べたり、校長が作成する学校運営の基本方針を承認したりする。地域総がかりで子供の成長を支えることを目指し、すべての新潟市立学校園に設置されている。学校運営協議会が設置されている学校園をコミュニティ・スクールと呼ぶ。

* 10 地域教育コーディネーター

学校と地域、社会教育施設の間をつなぐ役割を果たし、地域人材の発掘や、学校支援ボランティアの組織・整備、学校を核とした地域ぐるみの教育活動の企画・運営などを行う。新潟市教育委員会が公募によって人選する。

関連資料

関連資料 1	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	p 20
関連資料 2	第 3 期教育振興基本計画（抜粋）	p 21
関連資料 3	夜間中学の設置促進等に係る政府方針（菅内閣総理大臣国会答弁）	p 21
関連資料 4	第 4 期教育振興基本計画（抜粋）	p 21
関連資料 5	全国の公立夜間中学一覧（令和 7 年 4 月時点）	p 22
関連資料 6	「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」	p 24
関連資料 7	中学校学習指導要領（平成 2 9 年告示）解説	p 25
関連資料 8	指定都市における未就学者及び最終卒業学校が小学校の者の数	p 27
関連資料 9	義務教育修了者が中学校夜間学級へ再入学を希望した場合の対応に関する 考え方について	p 28
関連資料 10	全国の公立夜間中学における属性別の生徒数の推移	p 29
関連資料 11	明鏡高等学校における「にいがた若者自立応援ネット」	p 29
新潟市立夜間中学設置基本計画策定に関する有識者会議	開催概要	p 30
新潟市立夜間中学設置基本計画策定に関する有識者会議	委員名簿	p 30

関連資料1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

(平成28年12月14日 法律105号)

(目的)

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(一～三 略)

四 教育機会の確保等 不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいう。

(基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(一～三 略)

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

(五 略)

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

関連資料2 第3期教育振興基本計画（抜粋）

（平成30年6月15日閣議決定）

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供

○夜間中学の設置・充実

学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

関連資料3 夜間中学の設置促進等に係る政府方針（菅内閣総理大臣国会答弁）

（令和3年1月25日 第204回通常国会衆議院予算委員会）

夜間中学は、高齢の方や不登校の経験者など十分な教育を受けられなかった方々に対し、また、日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしている、このように認識しています。

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後五年間で全ての都道府県、指定都市に夜間中学校が少なくとも一つ設置をされる、このことを目指し、全国知事会や指定都市会長の協力を得て取り組んでいきたい、このように思います。

関連資料4 第4期教育振興基本計画（抜粋）

（令和5年6月16日閣議決定）

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

○夜間中学の設置・充実

学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

【指標】夜間中学の設置数の増加（5年後目標値：全都道府県・指定都市への設置）

関連資料5 全国の公立夜間中学一覧（令和7年4月時点）

※色付きは指定都市が設置している公立夜間中学

都道府県	設置者	学校名	県立	市区立		学校法人	生徒数 (単位：人)
				指定都市	指定都市外		
北海道	札幌市	星友館中学校		○			113
宮城県	仙台市	南小泉中学校		○			19
福島県	福島市	福島第四中学校天神スクール			○		17
茨城県	常総市	水海道中学校			○		31
群馬県	群馬県	県立みらい共創中学校	○				35
埼玉県	川口市	芝西中学校陽春分校			○		49
千葉県	千葉市	真砂中学校かがやき分校		○			34
	市川市	大洲中学校			○		6
	松戸市	第一中学校みらい分校			○		20
東京都	墨田区	文花中学校			○		23
	大田区	糞谷中学校			○		14
	世田谷区	三宿中学校			○		22
	荒川区	第九中学校			○		31
	足立区	第四中学校			○		39
	葛飾区	双葉中学校			○		41
	江戸川区	小松川中学校			○		42
神奈川県	横浜市	蒔田中学校		○			17
	川崎市	西中原中学校		○			15
	相模原市	大野南中学校分校		○			29
石川県	石川県	県立あすなろ中学校	○			—	
静岡県	静岡県	県立ふじのくに中学校	○			31	
愛知県	名古屋市	なごやか中学校		○			—
	愛知県	県立とよはし中学校	○				—
三重県	三重県	県立みえ四葉ヶ咲中学校	○			—	
滋賀県	湖南市	甲西中学校			○		—
京都府	京都市	洛友中学校		○			20
大阪府	大阪市	天満中学校		○			82
		東生野中学校		○			77
		心和中学校		○			62
	堺市	殿馬場中学校		○			91
	岸和田市	岸城中学校			○		91
	豊中市	第四中学校			○		63
	守口市	さつき学園			○		123
	八尾市	八尾中学校			○		78
	泉佐野市	佐野中学校			○		41
	東大阪市	意岐部中学校			○		69
布施中学校				○		65	

都道府県	設置者	学校名	県立	市区立			生徒数
				指定 都市	指定 都市 外	学校 法人	
兵庫県	神戸市	丸山中学校西野分校		○			19
		兵庫中学校北分校		○			7
	姫路市	あかつき中学校			○		33
	尼崎市	成良中学校琴城分校			○		37
奈良県	奈良市	春日中学校			○		31
	天理市	北中学校			○		36
	橿原市	畝傍中学校			○		30
和歌山県	和歌山市	和歌山あけぼの中学校			○		—
鳥取県	鳥取県	県立まなびの森学園	○				10
岡山県	岡山市	後楽館中学校		○			—
広島県	広島市	観音中学校		○			27
		二葉中学校		○			13
徳島県	徳島県	県立しらさぎ中学校	○				43
香川県	三豊市	高瀬中学校			○		17
高知県	高知県	県立高知国際中学校	○				16
福岡県	福岡市	福岡きぼう中学校		○			45
	北九州市	ひまわり中学校		○			13
	大牟田市	宅峰中学校ほしぞら分校			○		12
佐賀県	佐賀県	県立彩志学舎中学校	○				18
長崎県	佐世保市	祇園中学校			○		—
熊本県	熊本県	県立ゆうあい中学校	○				34
宮崎県	宮崎市	ひなた中学校			○		17
鹿児島県	鹿児島県	県立いろは中学校	○				—
沖縄県	学校法人	珊瑚舎スコーレ東表中学校				○	7
		学校数の合計	11	19	31	1	平均生徒数 37.2
			合計 62				

※生徒数は令和6年5月1日現在（令和7年度開設校は「—」と表示）

出典 学校名：文部科学省「夜間中学の設置・検討状況」

生徒数：文部科学省「令和6年度夜間中学等に関する実態調査」

（平成 29 年 3 月 31 日付 文部科学省初等中等教育局長）

第 1 改正等の概要

1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 18 号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学齢を経過した者（以下「学齢経過者」という。）のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができるものとする。こと。（第 56 条の 4、第 79 条、第 79 条の 6、第 108 条第 1 項及び第 132 条の 5 関係）

2 学校教育法施行規則第 56 条の 4 等の規定による特別の教育課程について定める件

（平成 29 年文部科学省告示第 60 号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則第 56 条の 4（同令第 79 条、第 79 条の 6 及び第 108 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 132 条の 5 に規定する学齢経過者に対し、これらの規定による特別の教育課程（以下「特別の教育課程」という。）を編成するに当たっては、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を踏まえつつ、次のとおり当該特別の教育課程を編成することができるものとする。こと。

- （1）特別の教育課程は、各教科等の内容のうち、当該特別の教育課程を履修する学齢経過者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとする。こと。
- （2）中学校段階において、特別の教育課程を編成するに当たっては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。こと。
- （3）特別の教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとする。こと。

第 2 留意事項

1 特別の教育課程の対象

- （1）学齢経過者に対して指導をする際、実情に応じた特別の指導を行う必要がある者であるか否かの判断については、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が行うこととなる。こと。
- （2）夜間中学については、不登校児童生徒への支援に当たって多様な教育機会を提供する観点から、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることも可能であるが、不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、本規定ではなく、学校教育法施行規則第 56 条の規定に基づき、特別の教育課程を編成するものである。こと。

2 特別の教育課程の内容

- (1) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、既に社会生活や実務経験等により学齢経過者に一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、学校教育法第 21 条に規定する義務教育の目標を達成する上で当該学齢経過者にとって必要と認められる内容により編成するものとする。
- (2) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなること。

関連資料 7 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説

第 3 章 教育課程の編成及び実施

第 4 節 生徒の発達への支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(4) 学齢を経過した者への配慮

① 学齢を経過した者を対象とする教育課程（第 1 章第 4 の 2 の (4) のア）

ア 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程において学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を経過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに第 2 章以下に示す各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。

中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和 20 年代初頭に中学校に付設された学級である。平成 28 年度現在、全国に 31 校が設置されている。

平成 28 年 12 月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、学齢期を経過した者（以下「学齢経過者」という。）であって小中学校等における就学の機会が提供されなかった者のうちに、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられたところである。

夜間中学には、義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者や不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮などにより卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者、そして不登校となっている学齢生徒の受入れが可能である。このように、夜間中学には、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている。

学齢経過者は、既に社会生活や実務経験等により、一定の資質・能力が養われていることがあ

り、この部分については、義務教育の目的・目標を達成する上で学校教育において改めて実施しなくてもよい場合が考えられる。他方、既に学齢期を過ぎて社会生活を送っている者等にとっては、学齢期の児童生徒と同様の時間を確保して学習に専念することは困難な実態があり、限られた時間で必要な教育を行うことが、就学機会の確保の観点からも必要である。

このため、平成 29 年 3 月に学校教育法施行規則を改正し、夜間中学において学齢経過者に対して指導を行う際に、その実情に応じた特別の教育課程を編成することができることとした。具体的には、同規則第 56 条の 4 等において、学齢経過者のうち、その者の年齢、経験、または勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより特別の教育課程によることができるものとした。これを受けた文部科学大臣の告示において、特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、各教科等の内容のうち、当該生徒の各学年の課程の修了または卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとし、また、指導する上で必要な場合は、小学校段階の内容を取り扱うことができることとした。さらに、特別な教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとした。

なお、この際、当該特別の指導を行う必要がある者か否かの判断及びその教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなる（「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」28 文科初第 1874 号平成 29 年 3 月 31 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）。

上述のように、夜間中学については、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることが可能であるが、不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、学校教育法規則第 56 条等に基づき、特別の教育課程を編成することとなる。

② 学齢を経過した者への教育における指導方法等の工夫改善

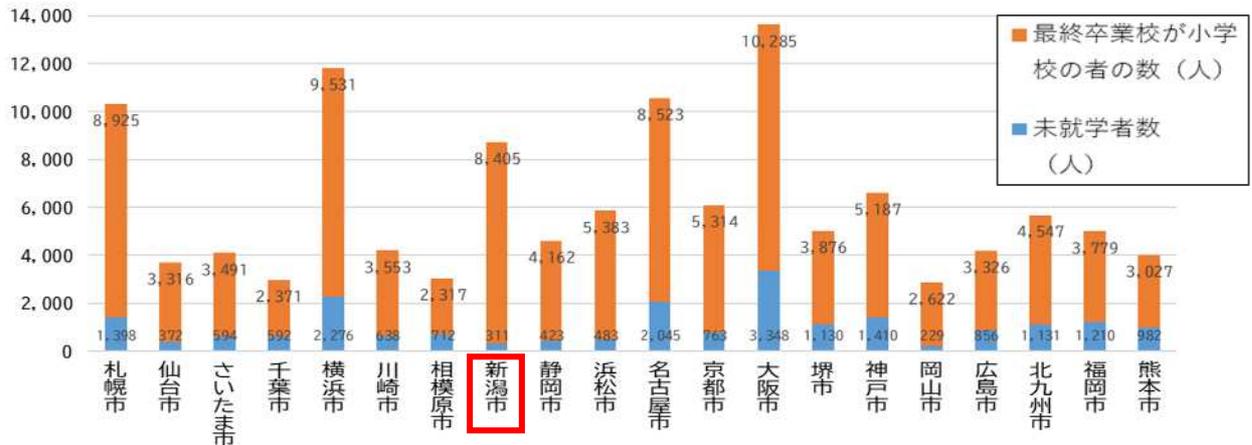
（第 1 章第 4 の 2 の（4）のイ）

イ 学齢を経過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

学齢経過者に対しては、その年齢や境遇が多様であることも踏まえ、指導方法や指導体制について、各学校がその実態に応じて工夫改善していくことが必要である。このため、第 4 節 1 「(4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実」の欄も参照しつつ、個別学習やグループ別学習に加え、学習内容の習熟の程度に応じた指導方法等を柔軟かつ多様に導入したり、ティーム・ティーチングや合同授業などの指導体制を工夫したりすることが望まれる。

特に、日本国籍を有しない生徒の中には、日本語の能力が不十分な場合があり、そうした生徒に対する配慮が必要となる。このため、第 4 節 2 「(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導」の欄も参照しつつ、当該生徒の実態に応じて指導内容や教材の工夫をすること等が重要である。

関連資料8 指定都市における未就学者及び最終卒業学校が小学校の者の数（令和2年）



指定都市名	未就学者数 （人）	人口に占める 未就学者の割合 （％）	最終卒業校が小学 校の者の数 （人）	人口に占める最終 卒業校が小学校の 者の割合（％）
札幌市	1,398	0.08	8,925	0.5
仙台市	372	0.04	3,316	0.4
さいたま市	594	0.05	3,491	0.3
千葉市	592	0.07	2,371	0.3
横浜市	2,276	0.07	9,531	0.3
川崎市	638	0.05	3,553	0.3
相模原市	712	0.11	2,317	0.4
新潟市	311	0.05	8,405	1.2
静岡市	423	0.07	4,162	0.7
浜松市	483	0.07	5,383	0.8
名古屋市	2,045	0.1	8,523	0.4
京都市	763	0.06	5,314	0.4
大阪市	3,348	0.14	10,285	0.4
堺市	1,130	0.16	3,876	0.5
神戸市	1,410	0.11	5,187	0.4
岡山市	229	0.04	2,622	0.4
広島市	856	0.08	3,326	0.3
北九州市	1,131	0.14	4,547	0.6
福岡市	1,210	0.09	3,779	0.3
熊本市	982	0.16	3,027	0.5

出典：令和2年国勢調査

関連資料9 義務教育修了者が中学校夜間学級へ再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）

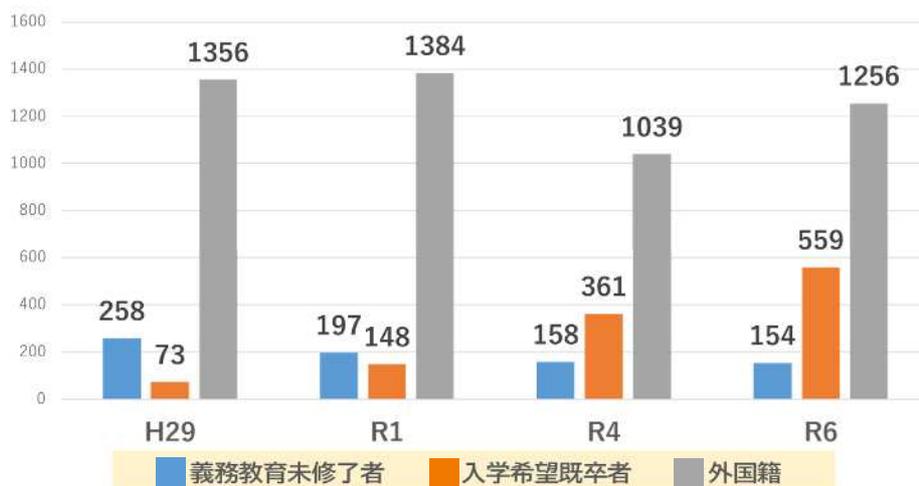
（平成 27 年 7 月 30 日付 文部科学省初等中等教育企画課長）

1. 市町村教育委員会は、入学希望既卒者があったときは、入学を希望する理由や既に卒業した中学校における具体的な就学状況について、入学希望既卒者本人及び既に卒業した中学校の設置者等に確認した上、入学の可否を総合的に検討すること。その検討の結果、当該入学希望既卒者が、以下の要件に該当すると認められる場合は、各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましいこと。

不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた又はそれに準ずる状況であった等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けられておらず、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らして、再度中学校に入学を認めることが適当と認められる。

2. 入学を認める入学希望既卒者は、基本的には、不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた者を想定しているが、例えば下記のようなケースも考えられるため、入学の許可に際しては、出席日数等の一律の外形的な基準によって決定するのではなく、個々の事情に応じて柔軟に判断することが望ましいこと。
 - (1) 指導要録上、十分な出席日数が記録されていても、いわゆる保健室登校であったり、いじめ・病気などにより落ち着いた環境で授業を受けられなかったりしたケース
 - (2) 指導要録の保存年限が過ぎて廃棄されていたり、当時の生徒の状況を知る教職員が全て異動していたりといった事情により、卒業した学校における就学状況が把握できないケース
 - (3) 転居や転校を繰り返す間に未就学期間が生じたなどの事情により、過去の指導要録全体が引き継がれておらず、就学状況の全体が把握できないケース
 - (4) 修業年限の相当部分が未就学であったり、就学義務の猶予又は免除を受けていたりするなど学籍が作成されていない期間が長期にわたり、指導要録において出席・欠席日数が十分に記録されていないケース
 - (5) 学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けることなどにより指導要録上出席扱いがなされ、中学校卒業を認められたものの、夜間中学に通うことにより学び直しを行うことを強く望んでいるケース
3. 特に学齢期に不登校を経験した者など、入学希望既卒者の中には、もう一度学校という場で学ぶことに不安を抱えている者や、夜間中学への入学を含め、今後の進路の選択に悩みを抱えている者も多いと考えられる。市町村教育委員会及び夜間中学を置く中学校は、こうした者から夜間中学への入学希望の提出に先立って相談があった場合は、入学希望既卒者の立場や心情に配慮した対応が望まれること。また、その際、例えば夜間中学の見学や試験登校を認めるなど、きめ細かな対応に努めること。

関連資料 10 全国の公立夜間中学における属性別の生徒数の推移



	学校数	義務教育未修了者 (日本国籍)	入学希望既卒者 (日本国籍)	外国籍の方
平成 29 年度	31 校	258 人 (15.3%)	73 人 (4.3%)	1,356 人 (80.4%)
令和元年度	33 校	197 人 (11.4%)	148 人 (8.6%)	1,384 人 (80.0%)
令和 4 年度	40 校	158 人 (10.1%)	361 人 (23.2%)	1,039 人 (66.7%)
令和 6 年度	53 校	154 人 (7.8%)	559 人 (28.4%)	1,256 人 (63.8%)

※ () 内の数字は全体に占める割合

出典：文部科学省「夜間中学等に関する実態調査」

関連資料 11 明鏡高等学校における「にいがた若者自立応援ネット」

※学校と関係機関による支援体制づくりを行う際に参考とする

- ・新潟市若者支援協議会の事業の一つとして実施。
- ・毎月 1 回、明鏡高校内にフリー相談室を開設し、新潟市若者支援センター等の職員が、希望する明鏡高校生徒や保護者、教職員の相談に乗る。
- ・教職員やスクールカウンセラーと連携し、生徒に対する適切な支援策を検討したり、生徒や保護者に支援機関を紹介・周知し、利用を促したりする。

【構成団体とそれぞれの役割】

- 新潟市若者支援センター(オール).....社会的自立を支援
- 新潟地域若者サポートステーション.....就労を支援
- 新潟市ひきこもり相談支援センター.....社会参加を支援
- 新潟市発達障がい相談支援センター(J O I N)自己理解を支援
- 新潟市教育相談センター.....学校生活の充実を支援

新潟市立夜間中学設置基本計画策定に関する有識者会議 開催概要

開催日	会場	協議内容
第1回 令和7年7月16日（水）	新潟市役所 ふるまち庁舎 教育会議室1	○新潟市が設置する公立夜間中学のあり方についての協議 ・新潟市立夜間中学に求められる役割 ・役割を果たすために必要な学校の仕組みや取組の方向性 ○新潟市立夜間中学の枠組みについての協議 ・設置予定場所 ・設置予定時期
第2回 令和7年8月4日（月）	同上	○新潟市立夜間中学のあり方についての協議 ・新潟市立夜間中学が目指す姿 ・目指す姿を実現するために必要な学校づくりの視点 ○新潟市立夜間中学の枠組みについての協議 ・設置予定場所 ・設置予定時期 ・設置形態 ・学校規模 ・入学対象者 ・入学時期 ・入学学年 ・修業年限 ・休学
第3回 令和7年10月6日（月）	同上	○新潟市立夜間中学の枠組みについての協議 ・教育課程 ・職員体制 ・生徒への支援体制 ・その他
第4回 令和7年11月10日（月）	同上	○新潟市立夜間中学設置基本計画（素案）についての協議

新潟市立夜間中学設置基本計画策定に関する有識者会議 委員名簿

氏名	所属	役職
池田 比呂哉	財団法人 新潟市国際交流協会	業務執行理事・事務局長
伊藤 真理子	新潟青陵大学 福祉心理学部 臨床心理学科	教授
雲尾 周【座長】	新潟大学 教職大学院	教授
郷 扶二子	新潟市青少年育成協議会	会長
田中 理絵	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 地域福祉課	主査
布川 直人	新潟市中学校長会（新潟市立東石山中学校）	校長
八百板 恵理子	新潟市小学校長会（新潟市立瀧東小学校）	校長

（50音順・敬称略）

※新潟県教育庁義務教育課よりオブザーバー参加

新潟市立夜間中学設置基本計画

令和8年2月

編集・発行 新潟市教育委員会事務局 教育総務課 夜間中学開設準備室

住所 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地

新潟市役所ふるまち庁舎（古町ルフル4階）

電話 025-226-3180

ホームページ https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/gakko/sho_chu_school/yakanchugaku/index.html

（ホームページは右上の二次元コードからもアクセスできます）

